

平成22年度事業報告書

財団法人宮崎県暴力追放センター

第1 事業概要

本年度は、平成21年度に引き続き、財団法人宮崎県暴力追放センターの目的及び事業の一層の定着化を図るとともに暴力追放のための広報啓発活動並びに暴力追放相談活動等を重点とした推進事業の充実を図り、県民総ぐるみによる暴力追放、暴力団排除運動の活性化を図った。

第2 事業実績

1 暴力団員等による不当な要求行為の被害者に対する支援事業

(1) 相談・助言事業

① 常勤相談委員による面接相談及び電話相談受理活動

ア 受理態様

面接相談	18件	}	計152件（前年比－75件）
電話相談	132件		
電子メール	2件		

イ 処理結果

センター処理	139件
警察への引継	12件
弁護士等への引継	1件

ウ 相談内容

不当金品・寄付金等要求
金銭貸借関係、サラ金関係
交通事故等に絡む損害賠償関係 等

② 弁護士等による相談活動

ア 暴力追放相談委員の委嘱

センターの外部相談委員（非常勤）として

弁護士2名・少年指導委員1名・保護司1名 計4名

を委嘱し、相談の処理については、外部相談委員の教示を受けながらの対応を実施した。

※ 外部相談委員への相談引継件数 弁護士への引継1件

③ 宮崎県民暴研究会との連携による暴力相談活動

宮崎県民暴研究会（暴追センター・警察・県弁護士会民暴対策委員会）の共

同事業である「機関誌等不当購読要求拒否運動」において、同運動に関連する各種相談を受理した。

(2) 少年保護活動事業

警察・少年指導委員・暴力追放推進員等と緊密な連携を図るとともに、各種会合・行事

において「少年に対する暴力団の有害な影響」等について講話を行い、各種青少年育成機関・団体に対する活動の推進を図った。

(3) 暴力団離脱更正促進事業

① 更生援助活動

「宮崎県暴力団離脱者社会復帰協議会」傘下の各機関と常に情報交換するなどして緊密な連携を保ち、同協議会の活発な運営と離脱要望者の援助活動を推進したが、具体的な事例はなかった。

② 社会復帰援助活動

ア 「宮崎県暴力団離脱者社会復帰協議会総会」の開催

平成22年11月8日に宮崎保護観察所会議室において、「宮崎県暴力団離脱者社会復帰協議会総会」を開催し、警察本部をはじめ各協議会員の出席の下組織離脱及び就労、支援の現状並びに社会復帰対策推進について協議、確認をした。(23人出席)

イ 「宮崎県暴力団離脱者社会復帰協議会」協賛事業所の選定

協賛事業所(県内17事業所)及び県雇用協力主会(14業者)を選定した。

(4) 被害者救済事業

暴力団犯罪の被害者に対する見舞金の支給事案及び訴訟提起に要する費用の貸付金交付事案はなかった。

2 暴力団員等による不当な行為に対する犯罪被害防止事業

(1) 広報啓発事業

① 宮崎県地域安全大会「安全で安心なまちづくり県民のつどい」の共催

平成22年10月20日「メディキット県民文化ホール」において、全国地域安全運動宮崎県大会「安全なまちづくり県民のつどい」を警察・宮崎県等と共催し、クレーマー対策パンフ・ボールペン等を参加者に配布するとともに、暴力追放横断幕・同ポスターを会場に掲示し、暴力排除意識の高揚を図った。(約800人参加)

② 全国暴力追放運動推進センター発行の広報資料の購入・配布

全国暴追センターより発行された広報パンフレット「暴力団情勢と対策」、「企業対象暴力の現状と対策」、「不当要求防止責任者教本」、「暴力団の介入を防止するために」、「民暴相談のしおり」を各1200部を購入したほか、暴力団排除標語を記載したボールペン2000本を制作して関係機関・団体、研修会等で配布し、センターの事業内容及び暴力団の実態と対策などの周知と暴力排除意識の高揚に努めた。

③ 広報機関を活用した効果的な広報啓発活動の実施

ア 「タウンみやざき」による暴追センターの広報記事掲載(平成22年4月号から翌年3月号までの12回)

イ 「広報みやざき」による暴追センターの広報記事掲載(平成23年4月号)

④ センターのホームページによる情報の提供

ホームページに、「暴追センターの事業活動」、「不当要求に対する具体的な対応要領」、

「暴力相談の申し込み方法」等を掲載して情報提供を行った。

⑤ 暴力追放のための視聴覚教材等の貸出

平成22年度は、暴排ビデオ「みんなの力で」（1本）を購入して視聴覚教材の充実を図るとともに、事業所・団体からの要請に基づき、暴排ビデオ・DVDの貸出しを実施した。

⑥ 暴力追放運動功労団体・功労者等の表彰

表彰（暴力追放運動推進功労）団体2件、個人9名の表彰を行った。

(2) 組織活動支援事業

① 不当講読要求一斉拒否運動の実施

平成22年度は、宮崎地区、東諸地区、西都地区、高鍋地区、日向地区、延岡地区、高千穂地区と新たに日南地区においても取り組み、計352事業所が運動に参加した。（都城は独自に実施）

機関誌発行人等22社に対して弁護士3人連名の一斉購読拒否通知文書を送付。

② 事業所等に対する暴力団対策研修会等の実施

事業所、地域・職域団体の各種会合等の機械を利用し、暴力追放講話、不当要求対応要領講習等を実施した。（計14回 1,011人）

③ 行政対象暴力対策研修会の実施

県内に勤務する公務員に対して暴力団等による不当要求行為など行政対象暴力対策研修会を実施した。（計16回 867人）

④ 暴力追放活動の支援

ア 住民による暴力追放運動への支援

県内で暴力追放運動を推進している13地区の「暴力団追放事業所協議会」に対して、暴力追放の機関紙など広報資料を配付した。

イ 暴力団排除モデル指定地区への支援

宮崎市暴力団排除モデル指定地区（西橋通・中央通・高松通）の暴力団排除街頭キャンペーンに際し、暴排キャンペーングッズ購入費用等50,000円を助成した。

(3) 少年指導委員に対する研修事業

「宮崎県少年警察ボランティア連絡協議会」を県警察、県防犯協会と共催し、同協議会において、少年指導委員に対し、暴力団の現状・少年に対する暴力団の影響排除要領等についての講習を実施した。

(4) 不当要求情報管理機関への援助事業

① 宮崎県銀行警察連絡協議会に対する援助

平成22年4月28日、銀行業界からの反社会的勢力排除を目的とした「宮崎県銀行警察連絡協議会」定例会に出席した。

② 宮崎県証券警察連絡協議会に対する援助

平成22年10月27日に開催された「宮崎県証券警察連絡協議会総会」に当センター専務理事が顧問として出席し、反社会的勢力による不当要求の現状等の情報提供を行うとともに、具体的な対応要領についての講話を実施した。

- ③ 全国暴追センターにおける暴力団情報検索システムのデータ収集・送付
宮崎日日新聞に掲載された暴力団員逮捕事件及び中止命令等の関連記事を収集して、全国暴力追放運動推進センターへ送付した。
- (5) 調査研究・情報収集事業
- ① 民暴研究会における調査研究活動
「宮崎県民暴研究会」を開催するとともに、九州ブロック民事介入暴力対策会議に参加して県内及び全国の暴力団情勢、民事介入暴力等の現状等を把握した。
- ア 宮崎県民暴研究会の開催（平成22年11月15日）
イ 九州管区内民事介入暴力対策研修会（平成23年1月18日、福岡県）
- ② 他府県暴力追放センター等との連携強化
全国暴追センター会議、九州ブロック暴追センター会議に参加し、各都道府県暴追センターと積極的な情報交換を行って、事業活動の推進に反映させた。
- ア 九州ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会（平成22年6月8日、大分県）
イ 全国暴力追放相談委員・責任者講習研修会（平成22年7月22日、東京都）
ウ 全国暴力追放運動中央大会（平成22年12月6日、東京都）
エ 全国暴力追放センター専務理事会議（平成23年2月9日、東京都）
- ③ 暴力追放推進員の効果的運用
ア 県内13地区に委嘱している暴力追放推進員（31人）について、各警察署と連携して情報交換を行うとともに活動の促進を図った。
イ 平成22年11月29日、ホテルメリージュにおいて「暴力追放推進員研修会」を開催し、暴力追放推進員に対し、暴力団の現状認識と当面する活動要領等について指導した。（19人出席）
- (6) 不当要求防止責任者講習等事業
- ① 責任者講習
暴力団対策法に基づき、宮崎県公安委員会の委託を受けて、各警察署単位で選任されている事業所の責任者に対して暴力団員による不当要求被害防止のための暴力団対策責任者講習会を計画的に実施した。
- ア 年間25回 599人を対象に実施
イ 各種教材、資料の配付
ウ 民暴弁護士による不当要求防止対策講話の実施
- ② 広報啓発活動
事業所における不当要求防止責任者の選任拡大のためのテレビ・ラジオによる広報啓発活動を実施した。
- ア テレビによる広報啓発活動
宮崎放送・年間20回、テレビ宮崎・年間20回
イ ラジオによる広報啓発活動
宮崎放送ラジオ20秒スポット放送・年間152回

F M宮崎ラジオ20秒スポット放送・年間152回

ウ 宮崎日日新聞企画「安全で安心なまちづくり旬間」特集における暴追広報の掲載（平成22年10月7日）

エ 宮崎交通の県内10営業所のバス（対象32台）における暴追ポスターの掲載（平成22年2月16日から3月17日までの1ヶ月間実施）

3 その他

新公益法人制度改革に伴い、宮崎県暴力追放センターは平成22年10月29日に公益財団法人移行認定申請を行い、平成23年3月22日に宮崎県知事から認定書の交付を受け、公益財団法人として平成23年4月1日付けで登記完了したものである。